

下水道法改正案閣議決定 国交省



下水道法改正案が平成 17 年 3 月 1 日開催の閣議で閣議決定されることになりました。
今回の改正は閉鎖性水域の水質改善をめざしたものです。

- (1) 流域別下水道整備総合計画に終末処理場ごとの窒素含有量削減目標・削減方法を設定すること。
- (2) 高度処理が可能な終末処理場を管理する自治体が、他の自治体の削減目標相当分の窒素削減を担うかわりに管理費用の一部を他の自治体に負担させることができる制度を設置すること。
- (3) 2 つ以上の市町村で雨水を排除する下水道を「雨水流域下水道」として整備可能とすること。
- (4) 人に健康被害をもたらすおそれがある物質や油を公共下水道に流入させた事業者に応急措置、事故についての届け出を義務づけること。

などが盛り込まれています。

この改正案が第 162 回国会で可決され、公布された場合、公布日から 6 ヶ月以内に施行されることとなります。

資料:2005 年 2 月 28 日付 EIC ネット

生活環境箇所 八重樫 早智子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

